

自動車二税 減免等適用一覧表

専ら身体障がい者等の利用に供するため、特別の仕様により製造または一般の自動車等に構造変更が加えられた自動車や社会福祉事業用自動車等の減免が適用となる主なものは下記のとおりです。

なお、下記にかかる**減免申請書の提出期限は、課税となる自動車の登録時、登録後は毎年納期限の7日前まで**となっております。また、申請に必要な書類等については、最寄りの県税部へお問い合わせください。

障害者等に関するもの

車種等	自動車税		自動車取得税		申請者(納税義務者)	要件等
車イス移動車、身体障害者輸送車【8ナンバー】	減免	69-1-10	減免	57-1-6	限定なし	特種用途車に限る ※ 変更がなければ毎年度の申請は不要
身体障がい者の利用に供する構造変更自動車【8ナンバー以外】			一部減免	57-1-7-ア	限定なし	減免額は構造変更に要した金額に自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額
専ら身体障がい者が運転する構造変更自動車【8ナンバー以外】			一部減免	57-1-7-イ	限定なし	減免額は構造変更に要した金額に自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額 ※ 営業用に限る
身体障がい者等の利用に供するためと認められる超低床型バス			一部減免	57-1-7-ウ	限定なし	減免額は車イス固定装置、スロープ板及び車高調整機能に係る装置に要した金額に自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

その他(一般)

車種等	自動車税		自動車取得税		申請者(納税義務者)	要件等
社会福祉事業用自動車	減免	69-1-2			社会福祉法人	専ら第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の用に供する自動車
巡回診察用の装置を備えた特殊車(医療防疫車)	減免	69-1-3			限定なし	特種用途車に限る (巡回診療用の検診装置を備えた自動車)
幼児の通園バス	減免	69-1-7			私立の幼稚園を設置する者	道路交通法施行令第26条の3に規定する通園バス
移動入浴車	減免	69-1-8	減免	57-1-6	限定なし	特種用途車に限る
商品中古自動車	一部減免	69-1-11			自動車販売店等	減免額は年額の3/12に相当する額

NPO法人等に関するもの

車種等	自動車税		自動車取得税		申請者(納税義務者)	要件等
特定非営利活動用自動車			課税免除	特措6-3	特定非営利活動法人	法人設立後3年以内に特定非営利活動用の自動車として無償で譲り受けた自動車に限る
障害者総合支援法の事業に使用する自動車	減免	69-1-12			NPO法人、公益社団法人、公益財団法人	専ら障害者総合支援法第79条第1項各号に規定する事業のために使用する自動車